

1 教育大綱及び教育振興基本計画の改定

教育大綱及び教育振興基本計画は令和8年度末をもって計画期間が満了となることから改定する。
次期教育振興基本計画の計画期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とし、5年で見直す。

(参考)

- 教育大綱（総合教育会議）
本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を市長が定める。
教育大綱は、国の教育振興基本計画及び愛知県教育振興基本計画の内容を参酌するとともに、本市の最上位計画である小牧市まちづくり推進計画との整合性を図る。
- 教育振興基本計画（小牧市教育振興基本計画推進会議（庁外））
教育大綱を踏まえ、本市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき具体的施策を教育委員会が定める。

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長	地方公共団体
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

小牧市教育振興基本計画の改定について

2 教育振興基本計画改定の考え方（スポーツ推進審議会所管部分）

本計画は、市民のウェルビーイングの向上の観点から、令和7年6月に改正されたスポーツ基本法の基本理念（第2条）を踏まえ、市民の生涯にわたる心身の健康を保持し、豊かで活力ある地域社会の形成を目指し、社会教育の視点を通してスポーツ振興施策を体系的に整理するものとする。なお、スポーツ分野は、保健、高齢者、障がい者、多文化共生、地域活性化等、市長部局の幅広い分野と関連を有するが、ウェルビーイングの向上という共通目的のもと、関係部局との連携・協働を図りながら、一体的に施策を展開するものとする。

※ ウェルビーイング：肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあること

スポーツ基本法の基本理念		内容の要約
①	参加の機会の保障と生涯スポーツ	スポーツをすべての国民が生涯にわたり、自主的・自律的に行うことができるようにし、多様な人々の生きがいと幸福、豊かさを実現するよう推進
②	青少年期的人格形成と連携	青少年期のスポーツの重要性を踏まえ、学校・スポーツ団体・家庭・地域が連携して推進
③	地域でのスポーツと交流・振興	地域で身近にスポーツに親しめる環境を整え、世代間・地域間交流の基盤形成や地域振興に資するよう推進
④	健康増進・安全と長寿社会	スポーツにより心身の健康の増進と安全確保を図り、健康で活力ある長寿社会の実現に資するよう推進
⑤	共生社会に資するスポーツ	障害者を含むすべての国民がスポーツを行えるよう必要な配慮を行い、共生社会の実現に資するよう推進しなければならない
⑥	競技水準の向上	国際・全国大会での活躍に向け、競技水準向上の施策を有機的に連携させ、効果的に推進
⑦	国際交流と国際平和	スポーツを通じた国際交流・国際貢献を推進し、国際相互理解と国際平和の増進に寄与しなければならない
⑧	公正性・差別解消・ドーピング防止	スポーツに関する活動を公正かつ適切に実施し、差別的取扱いを排し、ドーピング防止等に対する国民理解を深めるよう推進

小牧市教育振興基本計画の改定について

3 教育振興基本計画改定の方針（スポーツ推進審議会所管部分）

現計画の施策について、国のスポーツ基本計画（令和8年度中に第4期計画を策定予定）や愛知県のスポーツ推進計画も参酌しつつ、小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画（R5～12）との整合性を図った上で、現状と課題を洗い出し、具体的な取組を設定する。

（1）現計画の施策とまちづくり推進計画の展開方向

基本目標6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

施策No.	施策	まちづくり推進計画の展開方向
施策25	誰もが楽しめるスポーツ活動の推進	スポーツを通して健康で活力ある生活を送ることができる環境をつくります
施策26	こどものスポーツ活動の充実	
施策27	競技スポーツの振興	
施策28	市民のスポーツ活動を支える環境整備	市民がスポーツ活動に快適に取り組める環境を整備します

○国における第4期スポーツ基本計画を検討するにあたり重要な観点（スポーツ庁：スポーツ審議会資料より）

- スポーツには、する、みる、ささえるといった活動への参画を通じて人々に楽しさや喜びをもたらすのみならず、こうした活動を通じて人々が集い、つながることによって社会活性化や課題解決に寄与する価値がある。⇒ 改正スポーツ基本法では、「集う」、「つながる」という社会的機能を新たに位置づけ
- こうしたスポーツの多様な価値を全ての国民が享受することのできる環境の整備（スポーツ権の実質化）を通じて、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る。

小牧市教育振興基本計画の改定について

4 現状と課題及び施策の方向性

(1) 教育振興基本計画の指標の進捗一覧

基本目標6 誰もが参加できるスポーツ活動の展開

指標名	基準値	目指す方向性	R5実績	R6実績
週1回以上適度な運動をしている成人市民の割合	53.6% (R3)	65.0%	57.0%	58.7%
健康づくりのために、スポーツに取り組む必要があると考えている成人市民の割合	86.7% (R3)	↗	86.4%	87.2%
スポーツ教室などへの参加者数	2,838人 (R4)	↗	3,062人	2,976人
スポーツ指導者登録者数	278人 (R4)	↗	289人	490人
市が管理するスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数	0件 (R4)	→	0件	0件
市が管理するスポーツ施設の年間利用者数	469,015人 (R4)	↗	507,822人	535,170人
パークアリーナ小牧メインアリーナの利用率	76% (R4)	↗	76%	79%
パークアリーナ小牧サブアリーナの利用率	84% (R4)	↗	81%	75%
南スポーツセンターグラウンドの利用率	43% (R4)	↗	31%	33%
2026年に愛知県でアジア競技大会が開催されることを知っている市民の割合	16.4% (R3)	↗	34.0%	55.4%

小牧市教育振興基本計画の改定について

(2) 課題と施策（具体的な取組）の方向性

No	課題	施策（具体的な取組の方向性）
1	働き世代、子育て世代及び女性のスポーツ実施率が低い （要因：時間的余裕がない、めんどくさいといった心理的ハードルの高さ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動変容ステージ（①無関心期→②関心期→③準備期→④行動期→⑤維持期）ごとの段階に応じた施策の実施 ・ 時間を確保しにくい方に対して、日常生活の中で無理なく運動できる環境の整備 ・ 企業（健康経営・産業医）と連携したスポーツ促進 ・ 市の保健、健康づくり等施策と一体化した施策の推進
2	中学校部活動の地域展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の国の財政支援も踏まえ、将来にわたりスポーツに継続して親しむことができる持続可能な環境を地域全体で一体的に整備 ⇒今後の国の財政支援を活用しつつ、必要な経費を見通した、指導者の安定的確保、地域団体との連携、安全管理や責任体制を含む管理体制、活動する場所の確保等の体制を整備
3	市民の受け皿となる地域スポーツ団体の停滞化（運営の担い手不足、加盟者数の減少）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校区スポーツ振興会の組織力強化 ・ 地域間の連携や共同事業の促進 ・ 活動場所の確保、経営安定、事務処理等の運営支援の実施 ・ 市競技団体との協働によるジュニア育成等による競技スポーツの推進
4	指導者の不足や高齢化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者謝金や研修費への補助など活動しやすい環境整備 ・ 若手や女性等に対する初任者向けの指導者育成 ・ スポーツ推進委員の積極的な活用
5	活動場所の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存施設の計画的な修繕、機能改善、更新 ・ 学校施設（再編後の施設活用含む）、公園等といった身近な場所での機会創出 ・ 民間施設との連携による補完 ・ いつでも、どこでもできるニュースポーツ等の推進